

ご存知ですか？ 障がい者に関するマーク

マーク	名称・概要など	連絡先
	【障害者のための国際シンボルマーク】 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、車いす利用者に限定するものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	【身体障害者標識（身体障害者マーク）】 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 TEL 03-3581-4321
	【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務づけられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような車線変更をした運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 TEL 03-3581-4321
	【盲人のための国際シンボルマーク】 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885
	【耳マーク】 聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえが不自由な人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願ひいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	【ほじょ犬マーク】 このマークは「身体障害者補助犬法」を分かりやすく理解してもらうために作成したものです。法律では、公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設（デパート、ホテル、レストラン、病院等）において、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の同伴を受け入れる義務があるとしています。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
	【オストメイトマーク】 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681(代) FAX 03-5670-7682
	【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障がいがある人」を表すマークです。心臓や呼吸器などの内部障がいは外見から分かりにくく、様々な誤解を受けることがあるため、視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られました。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 URL https://h-plus-hp.normanet.ne.jp
	【介護マーク】 介護者が介護中であることを周囲に理解してもらうためのマークです。区でも、高齢者地域包括ケア推進課（区役所北館1階）や地域包括支援センター（区内25カ所）で、配付しています。	高齢者地域包括ケア推進課 TEL 03-3880-5642 FAX 03-3880-5614
	【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮が必要なことが外見から分からぬ方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように、東京都が作成しました。	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 TEL 03-5320-4147